

～ おむつサービスのご利用について ～



【配達開始について】

- ・申請のあった月の翌月から配達を開始します。
- ・申請受理後、業者が訪問または電話し、ご希望の商品、配達日等を決定し、月に1回配達します。

※配達時に注文されたおむつの数量等を確認していただき、納品受領書に本人の印を押印してください。（代理受領の方の印ではありません）

【自己負担金】

- ・給付額は1カ月4,500円までが上限となります。ただし、4,500円を超えた額は、全額自己負担となりますので、その場合は超過した額をお支払いください。
- ・**市民税課税世帯の方は**、1か月当たりの給付額のうち、ご利用額の1割をおむつの配達時に業者へ直接お支払いください。（4,500円超過分は別途支払い）
- ・**市民税非課税世帯の方は**、1か月当たりの給付額うちの自己負担金は、**免除**されます。

【おむつの相談、変更、一時中止／再開、廃止について】

- ・おむつの商品の問い合わせは、直接業者へお願いします。
- ・おむつの種類、サイズ、配布包数の変更、おむつサービスの一時中止及び再開、廃止については、25日までに直接業者へ連絡をお願いします。

※おむつが余っている場合は、一時的に停止・再開や隔月配達もできますので、ご連絡・ご協力をお願いします。

【業者の変更について】

- ・業者を変更する時は、市へ連絡をお願いします。変更の手続きが終了しだい、変更後の業者から連絡がありますので、商品等の決定をしてください。

※市への連絡なく、変更後の業者から給付された場合は、全額自己負担となります。

【ご利用にあたっての注意事項】

- ・次の場合は、長寿福祉課への届け出が必要になります。
 - ① 要介護3（認定調査票で排尿排便全介助である者）または、4・5に該当しなくなった。（介護保険要介護認定には有効期間が有ります。引き続きサービス利用を希望される場合には、所定の手続きを行ってください。）
 - ② 介護保険施設（特養・老健）へ入所した。
 - ③ その他支給対象に該当しなくなった。（転出・死亡）

【業者問い合わせ先】

白十字販売(株) 0120-8903-68
高橋医科器械店 048-553-2948
成玉舎 042-773-5858

深谷市問い合わせ先

| | |
|-------------------|----------|
| 深谷市役所（本庁） / 長寿福祉課 | 574-6645 |
| 岡部総合支所 / 岡部福祉係 | 585-2214 |
| 川本総合支所 / 川本福祉係 | 583-2532 |
| 花園総合支所 / 花園福祉係 | 584-1121 |